

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の子育て世帯を対象に、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、給付金を支給します。

◆ 支給対象者

対象児童を養育する方で①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和4年度に実施した低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給対象者
- ② 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度の住民税均等割が非課税の方
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

◆ 対象児童(都道府県等が実施する「ひとり親世帯分」の対象児童は除きます)

- 支給対象者①に該当する方
平成16年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童は平成14年4月2日)から令和6年2月29日までに生まれた児童
- 支給対象者②～③に該当する方
平成17年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童は平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに生まれた児童



◆ 支給額

対象児童1人につき、5万円

◆ 申請および支給方法

- 支給対象者①に該当する方
申請不要です。羽幌町の支給対象者の方には案内文を送付しています。令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の低所得の子育て給付金)支給口座に支給しています。なお、羽幌町以外の市町村から令和4年度に支給を受けた方は支給を受けた市町村にご確認ください。
- 支給対象者②～③に該当する方
申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、申請書に記載された必要書類とあわせて提出してください。審査後、申請書に記載された口座に支給します。詳細は、町ホームページをご確認ください。
申請日時点で公務員であり、職場から児童手当を受けられている方は、申請書に必要事項をあらかじめ記載のうえ、所属庁の証明を受けてから申請書を提出してください。

町ホームページはこちらからご覧ください ⇒



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

☎ **お問合せ** 福祉課子ども係 ☎ 68-7004 (課直通)